

保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究

—東アジア保育者養成研究会の学会発表活動を中心に—

陳 惠貞
中田 照子
丹羽 正子

はじめに

「東アジア保育者養成研究会」は、2009年6月27日の第1回目例会を発足してから4年間が経った。当初、名古屋経営短期大学の子ども学科に在籍していた教員陣は研究会を立ち上げる中心メンバーの大半であった。中国の研究者らと頻繁に研究活動を行ってきたうちに、東アジアの教育・保育問題について論議し、切磋琢磨の場を設けることが研究会を立ち上げるきっかけとなった。学会発表(植村ら,2012; 劉ら,2012; 平岩ら,2013; 丹羽ら,2013)・国際シンポジウム(中田,2013)・論文発表(平岩ら,2012)などを通して、保育者養成に関わる諸問題を提起し、問題解決の糸口を見つけることが本研究会の目的である。現在、研究会のメンバーは、中田照子(東海ジェンダー研究所業務執行理事)・宍戸健夫(愛知県立大学名誉教授)・平岩定法(至学館大学名誉教授)・丹羽正子(修文大学)・栗山陽子(名古屋経営短期大学)・陳惠貞(名古屋経営短期大学)・劉郷英(福山市立大学)・植村広美(県立広島大学)・武小燕(名古屋経営短期大学)の9名である。研究会の拠点が東海地区にあり、いままでの活動はこの地域を中心に展開してきたが、広島県にも研究メンバーがいるため、今後はより広範囲の活動を展開していくことが期待される。

本報告書では、研究会活動の一貫として、2012と2013年に日本保育学会に於いて発表したものを加筆し、まとめたものである。ちなみに、発表したテーマと筆頭発表者は次の通りである。2012年5月に、「中国における保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究①」というテーマで発表し、筆頭発表者は植村広美であり、「中国における保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究②」の筆頭発表者は劉郷英である。2013年5月に、「日本における保育者の労働・生活・文化に関する実態と意識の調査研究(1)」の筆頭発表者は平岩定法であり、そして「日本における保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究(2)」の筆頭発表者は丹羽正子である。

調査を行った期間について、中国では2011年3月に行われ、日本では2011年の9月と10月であった。調査の依頼から、データを分析し学会発表するまでには、膨大なデータを処理するの

に実に時間がかかった。2年間をかけて、未だに分析しきれない部分がある。まずは、基礎データに焦点を絞り込み、考察を行うのが現段階の実情である。貴重な記述部分のデータについて、現在分析中である。来年度の日本保育学会に於いて、継続的に同テーマの日中国際比較を行う予定である。

(文責 陳惠貞)

I・中国における保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究—N市を中心に—

1. 研究目的

本研究は、日中両国における社会の変化による幼児教育の現状を明らかにし、保育者養成の課題を検討しようとするものである。先ず第1に、経済のグローバル化が急速に進み、アジア・アフリカを含めて地球規模で、「多文化共生」が求められる中、幼児の教育・保育に携わる保育者の教養の深さと広さが必要とされる。そこで、本研究で保育者の文化的素養や学習の現状を明らかにする。第2に、保育・教育は、乳幼児の生命・生存・発達の基本的人権と関わる営みである。それは同時に、保護者の生活や社会的自立の保障にも関わる問題である。これらの諸課題はそれを支える保育者の労働と生活と深く関わっている。第3に、第1・第2の諸課題を踏まえて、日中両国における今後（21世紀）の保育者養成のあり方について検討することを目的としている。

2. 調査方法

N市内の幼稚園教員の現任研修参加者140名を対象として、調査を行った。研修会場はN市内で行った。調査票は現任研修参加者全員に配布し、その場で全員が回答した。

1). 調査票配布数：140 回収数：140 回収率：100% (内1名が無回答である)

調査場所：研修会場

2). 調査地の背景（調査地N市の特徴）

N市は中国幼児教育の祖と言われる陳鶴琴の生誕地でもあり、陳鶴琴がアメリカ留学後に幼児教育を始めたところでもある。従って、N市は中国の幼児教育に関する先駆的役割を果たした地域である。

3). 調査票・調査項目の内容

- | | |
|---------------------------|------|
| (1). フェースシート（本人の属性に関する項目） | 9項目 |
| (2). 職歴や勤務時間等労働に関する項目 | 6項目 |
| (3). 日常生活文化に関する項目 | 16項目 |

3. 中国の保育システム

新中国（中華人民共和国）の保育システムは、1950年代に、旧ソ連の教育・保育制度をモデルに、社会主義国家建設の理念に基づき、父母の労働・社会参加の保障と乳幼児の全面発達を促す

集団的保育・教育保障の2重の役割を担うものとして作られた。この制度は主として都市部で展開され、保育機関は子どもの年齢によって「託児所」と「幼稚園」に区別されていた。「託児所」は衛生部（日本の厚生労働省に相当）が管轄し、教育としての位置づけはなく、産休明けの0歳（生後56日）～3歳未満児の乳幼児を対象とした保育を行うものとされていた。「幼稚園」は、制度上の管轄は、教育面を教育部（日本の文部科学省に相当）が、保健衛生面を衛生部が担当するが、主導機関は教育部である。こう教育制度の基礎段階の教育機関として位置づけられ、父母の就労形態に合わせて、全日制、寄宿制等を設けて、満3歳～6歳・7歳の幼児を対象とした教育・保育を行ってきた。

1950～1980年代末頃まで、中国では、「託児所」も「幼稚園」も公的福祉事業の一環として展開された。保育機関は総て公営のもの（教育局運営のもの、機関・団体付属のもの、公営企業運営のもの、集団所有制運営のもの）であり、サービス対象は各自の所属部門の就労者に限定され、保育料は給食費を除いてほぼ無料であった。1980年代以降、1人っ子政策の実施、農村出身のベビーシッターの普及、さらに早期退職や解雇で家庭に入る女性が増えたこと等の理由から、乳児期の機関保育の需要が減少した。

1990年代以降、社会主義市場経済システム導入に伴い、保育事業は、公的福祉事業から公益事業に変化し、保育機関は、独立採算制を強いられたため、存続を維持するために親から高額な保育料を徴収するようになった。教育機関ではない単独の「託児所」は、一人っ子のための早期教育を望む親からの信頼がないため、自力で保育年齢を上延ばして、「幼稚園」に改組したり、経営難からつぶれて近隣の「幼稚園」に吸収・合併されたりした。殆どの「幼稚園」には託児クラスが併設され、1.5～2歳以上の子どもの保育を提供している。現在は基本的に、「幼稚園」が一体化した保育・教育機関として乳幼児に対する早期の保育・教育を担っている。

中国の「幼稚園」の一日の保育時間は約10時間（都市部の例）で、保育内容は、生活活動、室外の遊び活動、保育者の指導で展開される教育活動（2001年度に改訂した「幼稚園指導要領」で規定された「健康」「言語」「社会」「科学」「芸術」の領域別教育活動又は総合的教育活動が含まれる）で構成されている。

1990年代以降、「幼稚園」は公営の他に、民営（個人や民間団体等による経営）のものも急増し、2010年に、中国全土では、民営幼稚園が70%を占めていると言われている。今回の調査対象者は、公営83%、民営17%となっている。

4. 中国における保育者の位置づけと役割

中国の幼稚園には、保育員（1950年代当初の法規上の原文は「生活助理員」であったが、1979年以降の法律上では、現名称となっている）と「幼稚園教師」（1950年代当初の法規上では「教養員」とされたが、1979年以降、法規上では「幼児教師」とされている）の2種類の保育担当者が配置されており、各クラスは教師2名と保育員1名によって、構成されるのが基準である。幼稚園では、午前のクラス主担任教師と午後のクラス主担任によって教育活動を展開するのが一

般的である。子どものクラス人数基準は、年少組：20~25人、年中組：26~30人、年長組：31~35人である。

「保育員」は教師として認められておらず、幼児教育に関する職業訓練を受けた技術労働者として位置づけられている。「保育員」は1980年代までは教育訓練を受けずに保育機関で就労する者が多く、教育程度や専門性が高くなかった。1990年代以降、通常、高校レベルの中等衛星専門学校で教育訓練されるが、子育てが終わった女性や他の職種を退職した女性が各自治体で行う衛生局の資格研修を受けて担当するようになり、以前に比べて「保育員」の資格化も進みつつあると思われる。保育員の幼稚園の役割は、「幼稚園工作規程」（1986年試行、1996年改訂）によると、①自分の担当クラスの建物、設備、環境の清潔衛生に責任をもつこと、②教師の指導の下で、幼児の生活を管理し、自分の担当クラスの教師と力を合わせて教育活動を実施する、③「医療関係者」と教師の指導の下で、幼稚園の安全、衛生保健制度を厳格に実施すること、④幼児の着るものと身の回り品及び自分の担当クラスの設備、用具を適切に保管することである。以上が中国の保育の役目であるが、「保育員」は主として、幼稚園における「生活・衛生・保健面の保育」を担当しており、日本の「保育士」の位置づけとは大きく異なっている。

一方、幼稚園教師は1950年代当初から教員養成制度に基づいて養成されてきた。文化大革命（1966~1976年）の10年間を除いて、1990年代中頃までには幼稚園教師は主として高校レベル相当の中等教育機関である幼児師範学校で養成されてきた。1990年代後半により「中華人民共和國教師法」（1993年10月）「中華人民共和國教育法」（1995年3月）「教師資格条例」（1995年12月）など教育に関する一連の発布に伴い、中国の教育改革は急速に進められている。こうした背景の下で、幼稚園教師の資質向上や学歴向上が緊急に求められている。

現在、中国の幼稚園教師の養成は以下の3種類となっている

- 1). 中等専門教育機関である幼児師範学校（日本に於いて専門学校は高校卒業以上の入学資格となっており、これに相当する教育機関はない）
- 2). 高等専門教育機関である幼児高等師範専門学校（日本の短大又は専門学校相当）
- 3). 4年生の師範大学・師範学院（単科大学）の就学前教育専攻（日本の大学相当）

「幼稚園教師」は幼児師範学校卒業以上の学歴で、「教師資格条例」（1995年12月施行）に規定された幼稚園教師資格を持つことが条件であり、幼児教育に関する専門技術者として位置づけられ、幼稚園での役割は以下のように規定されている（「幼稚園工作規程」1989年試行1996年改訂）。①幼児を観察して理解し、国が規定している「幼児教育課程」の基準に依拠して、自分の担当クラスの幼児の具体的な状況に結びつけて、教育計画を作り、実行すること、②幼稚園の安全、衛生保健制度を厳格に実施し、「保育員」を指導し、又は「保育員」と力を合わせて自分の担当クラスの幼児の生活を管理し、クラスの衛生保健の仕事をやること、③常に保護者と連絡を取り、幼児の家庭の教育環境を把握し、幼児の特徴に相応しい教育的措置を検討し、力を合わせて教育課題をやり遂げること、④業務上の学習と幼児教育研究活動に参加すること、⑤定期的に園長に報告し、園長から点検と指導を受けることである。以上のように、中国の幼稚園教師は、幼稚園に

における「教育実践活動」と「幼児教育研究活動」を担当している。

5. 保育の質の向上への取り組み

1990年代以降、「児童の権利に関する条約」（1989年）の採択に伴う新しい子ども観に基づく世界の教育改革の潮流を受けて、中国でも多様な教育法規の制定とともに、教育改革が本格化した。中国の教育改革は以下の3段階に分けられる。

1). 第1段階 1980年代末頃から1990年代中頃にかけて

政府主導により、幼稚園では、1950年代から長期にわたって幼児教育界を支配してきた旧ソ連から導入された発達を先取りする「教科」中心、「知育中心」「何ができるか」に重点を置く幼児教育カリキュラムを転換させ、「幼稚園工作規程」により子どもの年齢段階に相応しい遊びを通してひとり一人の子どもの発達を促すカリキュラム改革が行われた。

2). 第2段階 1990年代後半から2000年代中頃にかけて

社会主義市場経済への転換に伴い、中国の教育改革はさらに進められた。政府による「21世紀に向かう教育振興行動計画」（1998年）や「國務院（日本の内閣に相当）基礎教育の改革と発展に関する決定」（2001年）「幼稚園教育指導綱領」（1981年の「幼児教育要綱」廃止、試行）これによって、幼児教育全体の質の向上、幼児教育改革の深化によって、新世紀における素質教育の推進を掲げた。各地方自治体では、幼稚園に対する質的評価基準として、「格付け制度」が導入された。「良質園」「小レベルのモデル園」等の格付けがされている。幼稚園教師については、「中華人民共和国教師法」第16条の規定による「教師職務制度の実施」に基づき小中学校の教師と同等の「職階制」が導入されている。そこでは昇給するために教育実践力や教育研究力及び外国語能力等を含む様々な基準が設けられている。こうした幼児教育研究活動への参加により、各幼稚園は総合的な質的向上を実現し、幼稚園教師が、質の高い幼児教育実践を創出する研究能力を実現した。

3). 第3段階 2000年代後半以降

2006年から教育部が国家カリキュラムセンターに委託して、「幼稚園独自の保育研究制度作り」プロジェクトが実施され始めた。各地域の幼稚園では、園独自の教育カリキュラムを開発し、教育研究制度を作り、条件の良い幼稚園では、研究を主管する副園長や主任を設けている。

6. まとめ

調査結果として特に顕著な傾向を挙げておく

- 1). 140名の保育者のうち男性保育者1名、無回答者が1名である。
- 2). 65%以上の者が大卒・大学院修了という高い学歴者となっている。
- 3). 園長が複数名存在する。
- 4). 園長や主任とは異なる「小中高」「小高」「小一」という保育者に対して、別枠の職階制も併存している。

- 5). 11年以上の職歴の者が全体の60%以上を占めており、70%以上の者が、年収30,000元以上の収入を得ている。
- 6). 若い層ほど各園の基準による契約職員として勤務する傾向がある。
- 7). 自分の教養レベルに対して、自分をインテリと認識するものが多い。
- 8). 80%以上の者が、学位取得を通じたスキルアップを考えており、その傾向は若い世代ほど顕著にみられる。90%以上の者が、セミナーの参加、教育研究活動を通して、意欲的にスキルアップを考えている。

これらの傾向は、日本と異なる中国の保育システム、保育者の位置づけによる特徴であるがこれらの点についても今後の検討が必要である。

(文責 中田照子)

II・日本における保育者の労働・生活・文化に関する実態と意識の調査研究(1)

1. 研究目的

日本における保育者の生活・労働・文化の現状を把握するために、前年度に中国のN市で行われた調査(植村ら,2012;劉ら,2012)と同じ質問項目を用いて質問紙調査を行った。この調査の第一の目的は、保育者の文化的素養や学習姿勢の現状、保育者の生活と労働の実態、保育者養成のありかたについて検討することである。第二の目的は、日本の保育者の現状を知り、今後の日中両国の国際比較研究を行うための礎になることである。

2. 調査方法

この調査はA県に勤務している幼稚園教諭166人と保育所の保育士332人の合計498人を対象に実施したものである(表1参照)。

調査方法として、公立保育所と公立幼稚園については、それぞれの行政の主管課を通して、抽出したA県内のB・C・D市の対象園に依頼し、調

査を行った。一方、私立の保育所と幼稚園については、A県私立幼稚園連盟とB民間保育園連盟のそれぞれの団体に依頼し、抽出した対象園に調査を行った。調査期間は2011年9月-10月であり、回収率は100%であった。質問紙内容について、中国で行われたものを翻訳したものである。質問紙項目は、本人の属性に関わる9項目、職歴や勤務時間など労働に関わる6項目、日常の文化的生活に関わる16項目からなる。

表1 調査対象である保育者の

	勤務園の内訳 (n=498人)	
	公立	私立
幼稚園	120	46
保育所	210	122

表2 調査対象の年代別の内訳 (n=498人)

年代別	公立幼	私立幼	公立保	私立保	合計
20代	29	29	51	56	165
30代	34	5	46	30	115
40代	35	9	38	22	104
50代	21	3	63	11	98
60代	0	0	8	2	10
無回答	1	0	4	1	6

3. 結果と考察

1). 保育者の年齢・資格・学歴等

保育者の年代別では、公立幼稚園が30歳代と40歳代やや多く、公立保育所では、50歳代が多いが、私立幼稚園と私立保育所は20歳代が圧倒的に多いのが特徴である（表2参照）。保有資格について、幼稚園教諭免許取得者は回答者全体の89.8%を占め、保育士資格取得者は全体の77.5%である（表3参照）。ここから、公立・私立幼稚園では、幼稚園教諭免許の保有率は95%以上であるが、保育士資格の保有率は60%前後となっている。幼稚園教諭は保育士資格の保有率が低くなっていることが分かった。一方の公立・私立保育所の保育士は両資格の保有率は共に約85%前後になり、両資格同様に重視していることが分かった。

学歴では、大学院修士課程修了者がわずか3人（0.6%）、四年制大学卒が120人（24.1%）、短大卒が最も多くの326人（65.5%）、専門学校が43人（8.6%）とその他6人（1.2%）である。その内、男性保育者が17人であり、全体の3.4%を占めている。

表3 調査対象の保有資格の内訳 (n=498人)

保有資格	公立幼	私立幼	公立保	私立保	合計
幼稚園教諭	119 (99.2%)	44 (95.7%)	180 (86.5%)	104 (85.2%)	447 (89.8%)
保育士資格	75 (62.5%)	26 (56.5%)	183 (86.4%)	102 (83.6%)	386 (77.5%)
その他	8 (6.7%)	0 (0.0%)	12 (5.6%)	3 (2.5%)	23 (4.6%)
無回答	0 (0.0%)	2 (4.3%)	4 (1.8%)	5 (4.1%)	11 (2.2%)

()の中は、それぞれの資格に対する回答者数の比率である。

2). 保育者の労働、勤務等

正規労働の保育者は73.1%、非正規労働に20.5%、その他（臨時など）5.6%、無回答0.8%である。勤務年数では5年未満が33.7%最も多く、5～10年未満が19.3%、10～20年未満が20.3%、

20～30 年未満が 12.0%、30～40 年未満が 10.6%、40 年以上が 0.6%である。表 2 の「私立幼稚園と私立保育所は 20 歳代が圧倒的に多い」という特徴から、若い世代の保育者は勤務年数が少ないうちに離職するか、転職することによって、勤務年数 5 年未満という最も高い率になったと推察する。

園の開園時間は 7 時 00 分～29 分が 19.1%、7 時 30～59 分が 41.8%を占める。園の終了時間は保育所の午後 7 時台が 73.5%で最も多く、幼稚園の午後 2 時台の園が 69.3%である。

3). 保育者の生活と文化の実態

調査対象者の中から、日常生活において生活と文化の実態を調査したところ、質問項目によって以下のことが分かった。

「読んでいる雑誌名」は多種多様であるが、生活・ファッション・保育・旅行・健康等に関連した内容のものが調査対象者の多くに読まれている（例えば、オレンジページ、クロワッサン、With、ピコロ等）。

「最近読んだ本 3 冊」を挙げると、文芸書・生活文化等の内容が多く（断捨離の本、神様のカルテ、東野圭吾の小説等）、専門書では、発達系・幼児保育・障害児保育・発達障害などのものが多いようである。

「余暇時間の利用」では、家事・子どもの世話・寝る・テレビ視聴・ショッピングが多い。

「テレビ視聴」については、ニュース 73.3%、娯楽 60.6%、映画・ドラマ 67.9%となっている。「新聞の購読」では、一般教養・知識、時事政策、生活の楽しさなどが購読の理由として多く挙げられた。

4. 専門性の向上と保育の質

「専門性の向上」の設問については、「研修への参加」が全体の 84.1%を占め、学習体制は存在しているが、行政研修が中心であり、自主的研修の壁は依然として厚い。取り組む研修課題では、子どもの発達や障害児保育、健康課題などに関心が寄せられている。「保育の質の向上」の設問については、「経験を積み、研修の受講」、「職場内における自己研鑽」等が多く挙げられた。園内の環境や施設の改善については、ほとんど触れていない。「乳幼児教育への職業意識」は、重要でやりがいのある職業という意識が圧倒的であるが、社会的評価が低いことへの不満を挙げる意見も少数あった。「一番力を入れている保育活動」については、健康・身体づくり 41.6%、思いやり・助け合いのある人間関係 57.0%、自発性の尊重と主体性の形成 38.8%などが中心を占める。

(文責 陳惠貞)

Ⅲ・日本における保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究（２）

保育者の労働・勤務等、専門性の向上への取り組み等の側面から考察し、保育者の現状と専門性について述べる。

1. 保育者の労働・勤務等の現状

1). 正規保育者・非正規保育者の割合

近年、長引く不況の下で、非正規労働者の増加が問題となっているところであるが、子どもの生命保持や発達に責任を負う専門性の高い保育者（幼・保）の雇用形態においても、非正規保育者の増加が進行している。

本調査の結果においては、正規保育者 73.1%、非正規保育者が 26.9%であったが、「全国の保育所実態調査報告書 2011」（実施主体：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会、調査期間：2011年10月～2012年2月、調査対象：全国保育協議会 会員保育所20,678施設、有効回収数8,205件(39.7%)）では、「非正規保育士の雇用割合」で「非正規職員を配置」している施設は、85.9%である。保育士全体では、非正規の配置は、公営の平均 53.5%に対して私営は平均 38.9%である。保育士全体にみる非正規の割合は、公営の方が高い。また、正規の割合は、公営が 48.1%、私営が 49.5%で、公営の方が低い。次に、「第 2 回 幼児教育・保育についての基本調査」（実施主体：株式会社ベネッセコーポレーション、実施時期：2012年10月～12月、調査対象：原則園児数30人以上の国公私立幼稚園・公私立保育所・認定こども園の園長等、調査地域：日本国内全域）では、保育者に占める非正規雇用者の割合は、国公立幼稚園は 47.1%、私立幼稚園は 14.9%、公立保育所は 54.2%、私立保育所は 40.2%であった。非正規の割合は、国公立幼稚園・公立保育所の方が高い。

また、「平成 23 年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査集計結果の概要」（2012年9月 日本私立短期大学協会就職問題委員会 調査期間：2012年5月1日～5月28日、調査対象：当協会加盟 331短大の第1部（昼間部）、集計回答校数：331短大（回答率100%））では、幼稚園教諭の雇用形態は、全国で幼稚園就職決定者 5,048人のうち正規雇用率は 92.9%（公立：1.5%、私立：91.4%）となり、非正規雇用率は 7.1%（公立：2.2%、私立：4.9%）であるが公立の方は、就職者 186人のうち非正規は 110人（非正規雇用率 59.1%）となり割合が高い。保育士の雇用形態は、全国で保育所就職決定者 6,329人のうち正規雇用率は 77.1%（公立：4.5%、私立：72.6%）となり、非正規雇用率は 22.9%（公立：5.4%、私立：17.5%）であるが公立の方は、就職者 1,194人のうち非正規は 649人（非正規雇用率 54.4%）となり割合が高い。幼稚園、保育所いずれも非正規雇用者の割合は公立の方が高い。同調査概要では、求人数をみれば近年増加傾向の地域が多いが、公設民営園の増加により公立の求人が減り、増加した求人の内訳は正規の職員から、契約・嘱託・臨時職員の求人が増加している。この傾向は、幼稚園・保育所を通じて公立により顕著であると分析している。また、幼稚園教諭・保育士の正規雇用率については増加傾向にあるが、幼稚園教諭では 2011年は前年より 0.2ポイント減少している（2010年卒：93.1%、2011年卒：92.9%）。

非正規化が公立幼稚園・保育所で進んでいる実態には、さまざまな原因が絡み合っていると思われるが、ここでは、正規・非正規の割合についてのみ考察する。非正規の割合が増加すると当然、正規の業務負担が増加し、正規が働きづらくなり、若年者ほど離職していく傾向が高い。正規が確保できない場合、非正規で対応することになる。こうした悪循環を断ち切るためにも、保育サービスの質の確保のためにも、安定した雇用と処遇について、少なくとも今の状況を改善する必要があると考える。

2). 勤続年数・年齢・年収

本調査における保育者（幼・保）の勤続年数は、5年未満の割合が高い。年齢は20代、30代合わせると56.2%を占める。年収は250万円未満の割合が高くなっている。「学校教員統計調査平成22年版」（文部科学省）では、幼稚園教諭の平均勤続年数は7.1年、平均年齢は31歳、平均年収は333万円である。「賃金構造統計調査23年版」（厚生労働省）では、保育所保育士（私立）は、平均勤続年数は7.5年、平均年齢は34.7歳、平均年収は220万円である。同調査による、全業種の平均勤続年数は11.9年、平均年齢は41.5歳、平均年収は324万円となっており、全業種の労働者と比較すると保育者が全般に低い内容である。「全国の保育所実態調査報告書2011」では、平均年収は、初任保育士の全体では、平均243.1万円（公営の平均：252.1万円、私営の平均：240.2万円）である。また、月額20万円未満についてみると、公営は、3.3%、私営は、13.4%と大差がみられる。次に主任保育士は全体として、平均年収477.6万円（公営：平均563.6万円、私営：平均435.5万円）である。主任保育士の平均年収においても公営と私営を比較すると大差がみられる。給与等の待遇改善を図って、保育者の定着率を上げ、保育経験の積上げにより、現代の保育ニーズに応えていく専門性の高い保育士が育つようにすることが求められる。

国は、保育士など直接処遇職員の職員定数の改善等を図ってきているが、さらに保育士など職員の処遇改善が求められるところである。また、「待機児童解消加速化プラン事業」（2013年5月）の具体的な内容の一つに保育士の処遇改善があげられ私立の保育所（私立認定こども園の保育所部分を含む）の保育士等を対象としている。私立保育所の正規保育士は、公立保育所保育士や他業種に比較して収入が低いと離職率も高く保育士不足を招いているとされる。私立保育所保育士の処遇改善につながると考えられるが、2013年度の単年度の臨時的措置である。2014年度については、「保育緊急確保事業」として新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する事業のなかで「保育士等処遇改善臨時特例事業」が掲げられているが、これらを含めて保育者の恒常的な処遇改善が求められるところである。

3). 労働環境

保育者の労働時間は、法定の1日8時間を越えることが多く、時間外手当が保障されないこともある。「全国の保育所実態調査報告書2011」においても、正規職員の週当たりの実働時間（時間外労働を含む）は、全体では、「週40時間～50時間未満」が53.9%（公営は48.3%、私営は59.2%）である。保育所では、平日の開所時間11時間開所や土曜日・日曜日に開所している保育所も増加傾向にあり、また延長保育の実施も多くなっている。このような環境のなかで保育者が

専門職として勤務し続けるためには、待遇改善が求められる。また幼稚園には職員室設置の基準があるが、保育所には職員室設置の基準がない。これらも労働環境の改善を必要とするところである。

2. 専門性の向上への取り組み

本調査では、自分の専門性を高めるための設問（複数回答）では、「研修への参加」が全体の84.1%で最も多く、次に「専門書・保育雑誌を読む、インターネットで最新情報を得るなど」が25.9%、「さまざまなレベルの教育研究活動に参加する」7.2%、「学歴の向上」2.4%となっている。

保育者の資質の維持向上についての研修の強化について法的根拠をみると、幼稚園教諭については、教育基本法第9条（教員）、教育公務員特例法第21条（研修）第22条（研修の機会）に規定されている。保育所保育士については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第7条（児童福祉施設における職員の一般的要件）「…できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」としている。保育所保育指針第7章（職員の資質向上）では、保育の質の向上を目的とした研修を義務づけている。また「教育振興基本計画」（教育基本法に基づき政府が定める基本計画）においても幼児教育全体の質の向上のなか「教職員の質の向上」で幼稚園・保育所の教職員に対する合同研修の促進、養成段階における免許と資格の取得促進、幼稚園教諭一種免許状を有する現職教員の増加を促す等が明記され、積極的に推進されているところである。このように法令上保育者の研修が義務付けられている。したがって研修については、国、地方自治体、各種所属団体その他で公私を問わず研修体制が整備され推進されている。幼稚園教員の研修の実施状況（文部科学省：「平成24年度幼児教育実態調査」23年度実績）においては、公立幼稚園の教諭等に対する研修が義務付けられている新規採用教員・10年経験者研修に私立幼稚園の教員も90.2%参加している。また園長研修にも私立幼稚園の園長が75%参加している。新規採用教諭の研修状況を見ると、研修日数は園内9日、園外8.8日である。また、保育所の園内研修の実施状況について「全国の保育所実態調査報告書2011」では、園内研修の実施状況は、全体で93.6%（公営：92.4%、私営：94.9%）であり、対象者は全体で「正規と非正規の両者を含めた職員全員」が78.6%である。対象について「正規職員のみ」は、公営が9.4%で、私営が18.7%である。一方で園内研修を設けていない理由については、複数回答であるが「保育士の勤務時間が多様化しており、研修時間を合わせる事が難しい」57.5%と最も高い割合である。次に「保育の長時間化により、研修時間を確保することが難しい」41.1%、この2つが大きな要因になっている。その他に園内研修の困難さをあげている。

保育者には、研修権の保障がされているが、現実には園内研修について僅かであるが実施することが困難としていることから、研修が保障されない実態がみられる。しかし、園内研修はおおむね実施されていると言えるが、園外研修については、参加人員に制約があるなど問題点もあると思われる。

本調査項目を分析する中で、「研究する」「研究活動に参加する」という文言を使った人が、少なかった。保育者のなかに「研修」は明確に意識化されているが、一般的に「研究」は意識されていないことが分かった。このことは、市町村または園として共同研究が実施され多くの保育者が研究の一端を担っているにもかかわらず組織の一員としての取り組みとして捉えることが多い。また、保育者として専門性を高めるために個人の研究目標を設定し研究しその評価を受ける機会が少ないことなど個人の研究が保障されにくい環境にあるということでもある。(本調査項目において、自分の専門性を高めるために「研究」という項目を明確にしていないこともあり、研究について記述がされなかったことも窺えない。)

また、「第2回 幼児教育・保育についての基本調査」で、「保育者の資質の向上に必要なこと」(複数回答)について、「保育者の給与面での待遇改善」が全体の71.8%で最も多く、次に「養成課程の教育内容の充実」66.2%となっている。さらに「園内区別分の上位5項目」のうち第1位は、国公立幼稚園は「養成課程の教育内容の充実」66.9%、公営保育所は「職員配置基準の改善」72.6%、私立幼稚園・私営保育所・認定こども園は「保育者の給与面での待遇改善」(私立幼稚園：77.2%、私営保育所：83.4%、認定こども園：77.7%)であった。

就学前保育・教育制度は、今まで幼稚園・保育所という大きな2つの柱を中心に展開してきたが、認定こども園の創設など見直しが進んでいる。子ども・子育て関連3法(2012年8月成立)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)が2012年に改正され、制度が本格的になり新しい幼保連携型認定こども園の具体的な内容が実施されることになると、さらなる研修の充実が図られることになる。また、子ども・子育て支援新制度説明会資料(抄)(2014(平成26)年1月24日 内閣府・厚生労働省・文部科学省)のなかで「保育の必要性の認定について」、保育の必要性の認定に当たっては、国は「事由」「区分」「優先利用」の3点について、認定基準を策定することとされている。「優先利用」については、ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等としている。現行制度では、「その他の事由」(児童福祉法施行令第27条6号)について、育児放棄等の児童虐待の疑い、DVなどの要支援家庭、児童を取り巻く環境等に着眼して「保育に欠ける」対象としている市町村が多い傾向にある。これらのことから、専門性の高い保育者が求められることになり、保育の質・保育者の専門性の向上は、急務であると考えられる。研修の場合の多くは、与えられたものであり、受身である。研究は、主体的な学びを基本にして、実践を理論化したり、実践方法を探ったりするものである。多様化した保育に対応する保育実践を展開するためには、実践を研究したり、体系化したり、研究を継続して取り組むことが求められる。

(文責 丹羽正子)

参考文献

- (1) 植村広美・劉郷英・平岩定法・栗山陽子・陳惠貞(2012)「中国における保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究①」『第65回日本保育学会発表要旨集』, p.176.
- (2) 劉郷英・植村広美・中田照子・宍戸健夫・丹羽正子(2012)「中国における保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究②」『第65回日本保育学会発表要旨集』, p.177.
- (3) 平岩定法・陳惠貞・劉郷英(2013)「日本における保育者の労働・生活・文化に関する実態と意識の調査研究(1)」『第66回日本保育学会発表要旨集』, p.209.
- (4) 丹羽正子・栗山陽子・中田照子・宍戸健夫(2013)「日本における保育者の労働・生活・文化の実態と意識の調査研究(2)」『第66回日本保育学会発表要旨集』, p.210.
- (5) 中田照子(2013)「日中保育者養成国際シンポジウム 子どもの発達と保育の質の向上 報告書」『東アジア保育者養成研究会』, pp.1-81.
- (6) 平岩定法・劉郷英・中田照子・丹羽正子・宍戸健夫(2012)「日中両国における保育者養成の現状と課題」『子ども学研究論集第4号』, pp.31-44.

陳 惠貞 (名古屋経営短期大学 教授)

中田照子(東海ジェンダー研究所業務執行理事)

丹羽正子(修文大学 教授)